

1 平成21年5月21日から、裁判員制度が実施に移される。

平成16年に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）が制定されて以来、裁判員制度については、賛否双方の立場からさまざまな議論が交わされてきた。

裁判員制度は、理念において国民主権に根ざすとともに、効果においても、社会的経験を積んだ市民の健全な社会常識を刑事裁判の内容に反映させることにより、司法に対する国民の理解の増進と信頼を確保する契機を含むものである。長年にわたって、官僚制の下で硬直化してきた我が国の刑事裁判の運用に新風を吹き込み、手続的にも、実体的にも、適正な刑事裁判手続を実現する途を開く可能性を含むといえる。

裁判員裁判の実施が近づくにつれて、直接主義・口頭主義に基づく審理方針が定着することによる調書裁判からの脱却、事前証拠開示の改善、警察・検察庁における取調べの録音・録画の試み、裁判所における保釈基準の見直し傾向など、これまで、改革の要望が届かなかった刑事司法の運用によりやく変革の兆しが生じてきたことも、制度導入の効果と考えることができよう。

2 しかし、裁判員制度が、政府主導の、上からの改革としてもたらされた経緯からしても、その制度構想には、裁判員の主体性の尊重や、被告人・被疑者の権利保障の観点での改革が不十分になる要因が残されている。いわゆる志布志事件、氷見事件のような虚偽自白調書の原因となる取調べの慣行は温存されているし、取調べの録音・録画の実験もなお一部の段階にとどまっており、証拠の事前全面開示も実現されていない。公判前整理手続においても、裁判員の負担軽減という名目による連続開廷、審理時間の短縮が、証拠調べを制限し、実体的真実を軽視した拙速・粗雑な審理につながるのではないかという危惧がある。また、職業裁判官と裁判員の協同の場である評議についても、裁判官側の整理のあり方によって、裁判員の主体的な意見が反映されないおそれが否定できない。裁判員が、素朴な応報感情や治安維持意識によって厳罰化に流れないかという懸念もある。

3 仙台弁護士会は、裁判員制度が、このように、期待と不安をかかえながら実施の時を迎えようとしていることにかんがみ、平成18年度から法曹三者で重ねられてきた模擬裁判の経験を、同会の刑事弁護委員会と裁判員制度検討特別委員会が検討した結果を踏まえて、平成20年10月7日、今後の制度運用に向けて、「裁判員制度の課題に関する意見書」を公表した。結論として示された提言を列挙すると、以下のとおりである。

① 公判前整理手続および公判手続は、弁護権・被告人の防御権が十分に保障

されたものでなければならず、拙速な審理は許されない。

- ② 評議においては、裁判員が十分に主体性を確保して意見交換をなし得るために、裁判官から適切な手続の説明、的確な証拠の説示がなされる必要があると同時に、その整理進行の枠組みも、密室化を避けるために、一部準則化することが検討されるべきである。
- ③ 量刑については、裁判員が量刑の本質を踏まえた適切な量刑判断をなしうるために、量刑資料の提供、評議のあり方などが工夫されるべきである。
- ④ いわゆる部分判決制度については、限定的に運用すべきである。
- ⑤ 裁判員裁判・公判前整理手続と事後審である控訴審との関係は未だ検討されてはいないところであり、速やかに検討すべきである。
- ⑥ 少年逆送事件における裁判員裁判のあり方についての検討が必要である。
- ⑦ 国選弁護人の複数選任、取調べの全面可視化、保釈の積極的運用など、裁判員裁判に密接に関連する分野の刑事訴訟法の運用が適正になされるべきである。

4 提言を示すにあたって交わされた議論の詳細を紹介する余裕はないので、本稿では、結論だけを示すにとどめる。

仙台弁護士会としては、今後の弁護実践の中で、この提言に沿って、裁判員制度の運用を継続的に点検し、3年後の見直しにつなげて、制度改革の実を上げていくことが、この制度に対する正しい取り組み方であろうと考えている。

(本稿は、上記委員会に所属している会員弁護士としての個人的な見解である。)